



消防用設備等点検アプリをご利用いただけます

(令和2年3月31日配信開始)

点検報告の義務があります

建物の関係者（所有者、管理者など）は、法令に基づいて設置された**消火器**などの消防用設備等について、**定期的に点検を行い、報告する義務があります。**

点検を行う頻度

- 機器点検：6か月に1回
- 総合点検：1年に1回

消防署等へ報告する頻度

- 飲食店や宿泊施設など※¹：1年に1回
- 共同住宅や事務所など※²：3年に1回



消防用設備等点検アプリ とは？

消防用設備等点検アプリをご利用いただくことで、消防用設備等の点検に関する資格がない方でも、**ご自身で点検と消防署等への報告書の作成を行うことができます。**

消防用設備等点検アプリ

このページについて

初期設定 ?

点検を実施する ?

点検結果を出力する ?

手書きで点検結果報告書を作成する

点検結果を修正する ?

ヘルプ

利用規約

設定

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

アプリで点検できる消防用設備等



☐ **消火器**

粉末などの消火剤を放出して、初期火災を消火するための器具※³



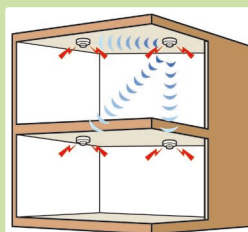
☐ **非常警報器具**

建物内の人々に、火災が発生した旨等を伝達するための器具



☐ **誘導標識**

在館者を、避難口や避難すべき方向に誘導するための設備※⁴



☐ **特定小規模施設用自動火災報知設備**

火災を感知し、在館者に火災が発生したことを報知するための設備※⁵

消防用設備等点検アプリのダウンロードはこちら

Android 端末を
ご利用の方はこちら

Google Play



iOS 端末を
ご利用の方はこちら

App Store



※¹ 劇場や集会場、遊技場、飲食店、店舗、宿泊施設、病院、社会福祉施設などの建物。または、そのテナントが入居している建物。（特定防火対象物）

※² 共同住宅、学校、工場、事務所などの建物。

※³ アプリで点検可能な消火器は、内部及び機能の点検が不要のもの（加圧式：製造年から3年以内、蓄圧式：製造年から5年以内）に限る。

※⁴ アプリで点検可能な誘導標識は、配線等の点検が不要のもの（蓄光式のもの及び電気エネルギーにより光を発するものを除く）に限る。

※⁵ アプリで点検可能な特定小規模施設用自動火災報知設備は、受信機又は中継器が設置されておらず、かつ自動試験機能を有するものに限る。



主な機能

消防用設備等点検アプリ

このページについて

初期設定

点検を実施する

点検結果を出力する

手書きで点検結果報告書を作成する

点検結果を修正する

ヘルプ

利用規約

設定



消防用設備等点検アプリ トップ画面

① はじめに、初期設定として、建物、消防用設備等、点検者に関する情報などを入力します。

② 初期設定の情報に基づき、**点検の時期が近づくと**、端末の通知機能により**お知らせします**。

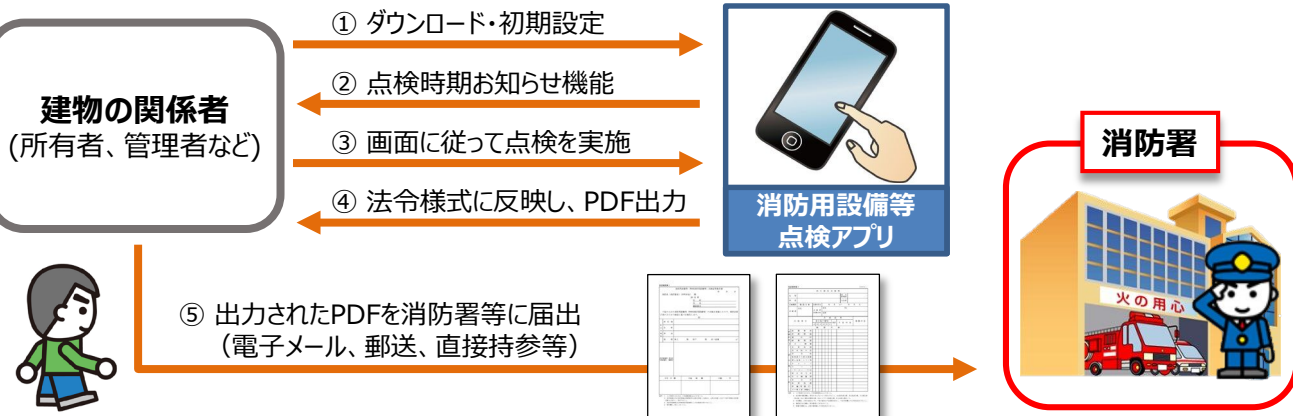
③ アプリ上の点検実施画面の案内に従って、各消防用設備等の設置状況などを例示した**イラストを閲覧しながら、点検基準に適合しているかどうかを判断し、選択します**。
(点検の結果、不良箇所があれば、取替えなどが案内されます。)

④ 入力した内容が点検結果報告書（消防法令に定められた様式）に反映され、**PDFファイルが出力されます**。
(端末への保存または他のアプリへの共有ができます。)

初期設定画面

点検実施画面

届出までの流れ



スマートフォンやタブレット端末をお持ちでない方へ

スマートフォンなどをお持ちでない場合や、本アプリを使用せずにパソコンや手書きで点検結果報告書を作成されたい場合は、消防庁ホームページから報告書の様式（Microsoft WordまたはPDF形式）をダウンロードしていただくことで、ご自身で報告書の作成を行うことができます。なお、点検を実施するに当たっては、**自ら行う点検報告パンフレット**もご参照ください。



自ら行う点検報告パンフレット

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/prevention001_18_tenken_pamphlet.pdf



点検結果報告書等（消防庁HP）

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/prevention001_06_tenkenhyou.pdf